

# 江戸時代の秋田美人

# 古文書倶楽部



【発行】  
秋田県公文書館  
古文書班  
2007.2  
第14号

平成十九年二月十日(土)から始まる「秋田わか杉国体」冬季大会にあわせて、本館においても「史料に見る秋田のスポーツ」と題して、映像資料を中心とした閲覧室展示を行います。皆様ぜひご覧ください。

**天保十亥八月七日院内銀山御女中御出之図 (541 - 76)**  
天保十年(1839)院内銀山町にいた美女6人が描かれている史料です。  
このうち名前の確認できるのは下の二人で、右は「おふさ」19歳、左は「お局浦江」71歳です。いにしへの秋田美人をお楽しみください。

古文書の書式における「御条目」は、『日本古  
文書学提要』（新星社）によると、江戸時代に幕  
府や藩によって書き連ねられた一種の命令書であり、  
条文によって書き連ねられた法度や掟書が該当  
すると定義されています。「御条目」の書き出し  
は「定」「条々」「覚」等で始まり、書き止めは  
「右之条々可相守此旨者也」といった文言で終  
わり、藩の場合は大名から家臣宛に出されるの  
が通例であるとされています。

しかし江戸時代の秋田藩を知る上で欠かすこ  
とのできない『国典類抄』『御龜鑑』『秋田藩  
町触集』を照合しながら検討してみると、秋田  
藩における「御条目」の意味合いは時代により  
変化していることが分かります。

まず、藩政の初期から天明のはじめ頃（一七  
八一年頃）まで「御条目」は、単なる「条々」  
という軽い意味で使われていました。

しかし佐竹義和が八代藩主となった天明五年  
（一七八五）以降、「御条目」は藩が重大な方針  
や政策を掲げる文書に使われるようになりまし  
た。そして寛政期（一七九〇年代）に入ると、  
藩主が家臣に命じる威厳ある法令となりました。

その形態は明治二年（一八六九）六月、維新  
の政治体制に対応する藩の改革御条目（A S 三  
七三 三）に至るまで継続されました。

佐竹義和が作り上げた「御条目」の形態は、  
まず集められた重臣に藩主の意志を示す「御条  
目」が読み上げられます。書き止めは「一もの  
也」で結びます。次に条目の趣旨をより具体化  
した家老らの「執達」が読み上げられ、末尾は  
「仍而執達如件」で終わります。最後に施行細  
則とも言つべき「覚」が布達されて完了します。

在方を統治する所 預らには、下筋（県北地  
方）・仙北筋（県南地方）に分けて上使を派遣し、  
その徹底を図りました。

つまり、「御条目」「執達」「覚」の三点  
セットで法体系が形成され、それが慣例として  
定着したのです。

『御龜鑑』を見ると、天明五年（一七八五）  
九月七日左近様（幼君義和の後見役・佐竹義方）  
主導の財政緊縮に係わる「書付」「執達」（江  
府七）にこの形式の端緒が認められます。

しかし厳密に見ると、寛政元年（一七八九）  
九月二日の諸役目の改正に関する御条目（秋府  
六）が最初だと思われまます。

このときの様子は、まず御座之間に重臣が招

集され、そこで「御条目」を御右筆々頭飯役渡  
部文右衛門が読み上げます。それが終わってこ  
れを家老の代表が受け取ると、「執達」を御副役  
那珂長左衛門が読みます。そして最後に各部署  
の奉行らに「覚」の書付の伝達が行われました。

また、仙北筋へは御刀番井上清右衛門と御小  
姓大山矢五郎（九日帰着、御目見）、下筋へは御  
刀番知久清左衛門と御小姓三宅主馬（十日帰着、  
十二日御目見）が派遣され、地方へ「御条目」  
が伝達されました。

ここで蛇足ながら一般の法令伝達はどうなっ  
ていたのか、若干補足しておきます。まず幕府  
から大名への命令は通常「大御目付触状」が使  
用されました。また、大名同士の伝達・通知は  
「御同席触状」が一般的でした。

秋田藩の家臣への命令は「被仰渡」の形式が  
圧倒的に多いです。久保田城下の場合、家臣の  
数が多いので、侍町の区分に従い一町単位に  
廻状をなしその徹底を図っていました。

このように法令の形式一つを取り上げても、  
その意味するところを注意深く読み解いてゆけ  
ば、当時の為政者の法令執行の意図が窺えて、  
尽きない興味が湧いてきます。

（加藤民夫）